

「東北地方整備局（港湾空港関係） 災害時建設業事業継続力認定制度 説明会」開催～

～災害時における港湾関連の建設会社の事業継続力を評価・認定します。～
2月27日（水） 東北地方整備局（花京院スクエア）

東北地方整備局港湾空港部では、建設会社が備えている基礎的事業継続力を評価・認定し公表することとしました。この制度の目的は、港湾における建設会社の事業継続計画の策定を促進することによって、災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を図るものです。今回、管内の建設会社等を対象に本制度についての説明会を開催します。

【説明会概要】

- ◆日時：平成25年 2月27日（水）
（第1部）13時30分～15時30分
（第2部）16時00分～18時00分
- ◆場所：花京院スクエア15階 共用会議室A
(仙台市青葉区花京院1-1-20)
- ◆主催：国土交通省 東北地方整備局

【添付資料】

- ◆認定制度の概要・・・・・・・・資料-1

<発表記者会>宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話 022(716)0024

課長 さとう みねお 佐藤 峰夫 【内線6421】

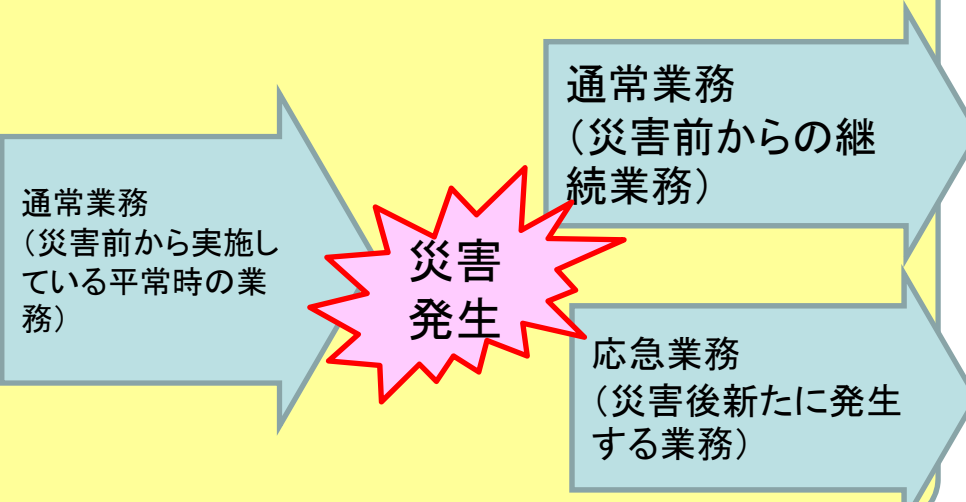
課長補佐 みうら たくみ 三浦 匠 【内線6422】

災害時における港湾の防災対応力を向上するための制度

【東北地方整備局(港湾空港関係)災害時建設業事業継続力認定制度】

東北地方整備局港湾空港部では、東日本大震災を教訓として、災害発生前から実施している業務の継続はもとより、災害後新たに発生する応急復旧への対応は建設業の協力なしではなしえないことから、港湾における地震・津波災害の対応力の強化するため建設業の事業継続力を評価・認定することで、より一層の防災対応力向上を図ることを目的として、本制度をH25年2月創設。

【建設会社における事業継続計画】



「災害時建設業事業継続力認定制度(H25年2月創設)」

- 建設業の事業継続力向上
- 「災害応急対策業務に関する協定」団体の事業継続力の向上

【災害応急対策業務に関する協定】

東北地方整備局では、災害等発生時に緊急的な応急復旧が必要な場合に、建設業が保有する資機材・労力等を確保するための協定を締結。

〔協定締結団体・・・港湾建設業の加盟する協会〕

- 日本埋立浚渫協会 東北支部
- 東北港湾空港建設協会連合会
- 日本海上起重技術協会 東北支部